

令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入
支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業実施要領（令和5年7月7日付け5水産第373号。以下「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業実施主体が行う事業に要する経費に対し愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）及びこれに対する補助率等は、実施要領の別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、実施要領の第4に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の12月31日までの事業遂行状況を翌月の15日までに、遂行状況報告書（様式第4号）により、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書（様式第7号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第4条の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 事業の対象となった冷凍・冷蔵機器の購入契約を解約又は事業対象者以外に転貸したとき。ただし、事業実施主体の法人化により、当該法人が同様の条件で引き継ぐ等やむを得ない場合を除く。

(2) 事業実施主体が要領に定める要件を満たさなくなった場合

(財産の管理)

- 第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号の規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とし、財産管理台帳（様式第9号）を作成・保管し、知事の求めに応じて提出しなければならない。
- 2 規則第22条第2項のただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、予め知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、第14条第1項で規定する機械及び重要な器具については、耐用年数に相当する期間、知事の求めに応じて利用状況が確認できるよう、必要な書類を整備しなければならない。

(書類の経由)

- 第16条 この要綱により、知事に提出する書類は、所管する地方局長を経由するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。
- 2 実施要領別表に掲げるメニューの交付対象となる期間は、本要綱が制定された日から令和6年3月31日とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第3条関係）

令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業を次のとおり実施したいので、
令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に
より、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業経費

区 分	事業費 (A+B) 円	補助事業に要する (又は要した)経費 円	負 担 区 分	
			県補助金 (A) 円	その他 (B) 円
事 業 費				

(2) 事業計画（又は実績）

事業実施 主体	設置 場所	整備 機器	事業期間		事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
			契約 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日		県補助金 (A) 円	その他 (B) 円	

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	予算額 (又は精算額)	※精算時のみ記 入（本年度予算 額）	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	予算額 (又は精算額)	※精算時のみ記 入（本年度予算 額）	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

5 補助金算出表

事業内容	全体事業費	左のうち補助 対象事業費	補助率	算 出 補助金額 (ア×イ)	補助金 限度額	補助金額
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(ウとエの うち低い金 額)
	円	円		千円	千円	千円

6 機械器具及び資材の購入明細書

品 目	型式・銘柄・品質等級等	耐用年数	数量	単価	金額	備 考
				円	円	

7 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 規模決定根拠書類
- (3) 実施場所の位置図
- (4) 見積書及びカタログなど
- (5) 定款の写し（法人の場合のみ）

- (6) 納品がわかる機器の設置完了の写真（実績報告のみ）
- (7) 納品書、請求書、払込伝票等の写し（実績報告のみ）
- (8) 財産管理台帳（様式第9号、実績報告のみ）
- (9) その他、知事が必要と認める書類

（注）本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第2号（第5条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

（注）1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とする。

2 変更事業ごとに変更前を朱書きで上段に記載する。

3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第3号（第6条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業を中止（廃止）したいので、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第4号（第7条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業について、令和5年度愛媛県養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその遂行状況を報告します。

記

(12月末日現在)

事業内容	事業実施主体	計画		出来高		進捗率 (B/A)	残高	
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		事業量	事業費 (A-B)
			円		円	%		円

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第5号（第8条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業の実績について、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- （注）1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。
- 2 事業ごとに計画（変更があった場合は最終変更計画）を朱書きで上段に記載する。
- 3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第6号（第8条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業について、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付要綱第8条に基づく実績報告額	金	円也
2 補助金の実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円也
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円也
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円也

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第7号（第10条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業について、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次とおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第8号（第12条関係）

令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業について、令和5年度養魚用飼料価格低減対策省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱第12第2項により、 円を請求します。

記
請求金額 円

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払い請求額の根拠

事 業 目	事 業 主	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	県 補 助 金 (A)	既 受 領 額 (B)		今 回 請 求 額 (C)		残 額 (A-B-C)		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
				金 額	出 来 形	金 額	出 来 形	金 額	出 来 形		
		円	円	円	%	円	%	円	%		

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第9号（第14条関係）

財産管理台帳

事業の内容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
メニュー 名	事業実 施主体	工種・構 造施設区 分	施行箇所 又は設置 場所	事業量	着工年月 日	竣工年月 日	総事 業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認年 月日	処分 の内 容	
								県 費	その他					
							円	円	円					
合 計														

(注) (1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

(2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け等を記載すること。

(3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

(4) この書式により記載が難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。